

(4) 他人の法的支配領域への侵害

100. 概観

他人の権利または法的に保護される利益の侵害の結果として生じる利得は、この原則の規律範囲に含まれる第4の領域を構成する（4章101条c号（帰因性の例）を参照）。考察対象となっている諸法体系では、こうした表題が付いている責任に伴う大きな体系的難問は、不法行為法と不当利得法の適用可能性の境界線を決めることである。とりわけ、このことは、過失と損害の立証の点で不法行為法に対して割り当てられた機能に関係する。不法行為法において採られる問題解決方法が広ければ広いほど、不当利得法の領域は狭くなる。逆に、不法行為法においてこうした概念が厳密に解釈されればされるほど、不当利得法に与えられる重要性が高くなる。

101. フランス、ベルギー、ルクセンブルク

フランス、ベルギー、ルクセンブルクの法体系は、細部では違いがあるものの、ここで論じる事例を主として不法行為法の枠組み内で規律する法圏に属する。時として、不当利得法は不法行為法を補充すべく機能する。というのは、不法行為法では損害賠償を得るための要件は損害の存在であり、権利侵害は必ずしもつねに損害と等しいとは限らないからである。³⁹⁴しかしながら、上に述べた基本原則には重要な例外がある。とりわけ重要な³⁹⁵のは、フランスの破産院の判決に由来する例外群である。すなわち、財産と知的財産権の侵害の場合、裁判所は多くの機会に損害 *dommage* と過失 *faute* の事実的要素を結合してきたからである。³⁹⁷また、フランスの裁判所は、多くの法領域で立証された過失の存在から損害の存在を推認してきた。たとえば、不正競争 (*concurrency déloyale*) 法については、このことが妥当する。³⁹⁸ここでは、商事過失 *faute commerciale* が存在すれば損害賠償責任を認めるに足りるのである。³⁹⁹さらに、その他の多くの場合に、(金銭的損害か非金銭的損害かのいずれにしても) 損害賠償の算定は、被害者の被った損失よりも加害者の利得に基づいている。⁴⁰⁰競争法の下での独占を扱う事例と、⁴⁰¹広告宣伝における肖像権や音声の再生

393 *Viney and Jourdain*, *Les conditions de la responsabilité*², no. 247 p. 3; *Dirix*, *Het begrip schade*, no.1 p.13; *Ravarani*, *La responsabilité civile*, no.691 p.487.

394 ベルギーについてはとにかく *Cass.* 21 June 1990, RW 1990-91, 1199 を参照。

395 これが *Cass.req.* 6 March 1934, D.P. 1937, note *Blaevoet* (所有者の占有権の侵害は、現実の損害の証明がなくても、利益の損害を認定するに足ると判示) 以来の見解である。

396 *Cass.civ.*11 October 1983, *Bull.civ.*1983, I, no. 225 p. 201 (*l'atteinte au droit de propriété littéraire et artistique de la société de publicité constituait par elle-même le préjudice dont elle se plaignait*).

397 ベルギーではこの問題解決方法は採られていない。権利侵害は損害の存在を証明する本質的な要件でもなければ十分な要件でもないと断言されている。 *Simoens*, *Beginselen van Belgisch privaatrecht* XI (2), 18.

398 さらに *Viney and Jourdain* loc. cit. no.247 p.4を参照。

399 たとえば、*Cass.com.* 9 February 1993, *Bull.civ.*1993, IV, no.53 p.34; *JCP* 1994 ed. E, II, 545, note *Danglehant*.

400 *CA Paris* 10 July 1986, *JCP* 1986, II, 20712, obs. *Agostini* を参照。

401 たとえば、*CA Paris* 11 May 1994, D. 1995 jur.185, note *Ravanas*.

402
制御権の侵害に関する判決にその例が見られる。損害概念に与えられたきわめて広い拡張解釈によってフランスの裁判所は、被害者の被った損害を認定する際に、他人の法的領域への侵害の不当利得的結果を考慮することが容易になった。最後にこのことに留意するのが重要である。いずれにしても、範囲が民事罰 *peine preveé* と一致している場合において、賠償の許与が不法行為者の違法な利益を考慮しているときは、このことは重要な考え方である。⁴⁰³

102. 無形の人格権の侵害

私生活の尊重についての権利の侵害は格別の制定法規定の対象である。フランス民法9条では、被害者が現実の損害を立証できるかどうかにかかわらず、侵害が損害賠償請求権を発生させる。他人の私生活のたんなる侵害に立証はもとより、結果的には侵害のおそれの立証も損害賠償請求権の根拠として足りるであろう。⁴⁰⁴これとは対照的に、ベルギー法体系では、人格権侵害がそれ自体訴求可能で、それだけで損害賠償を認めるに足りるかどうかという問題については、意見の一致が明らかに欠けている。多数説はまだ現実の損害の証明を必要としている。⁴⁰⁵より最近のベルギー判例法を分析すれば、現在では、裁判所は人格権侵害が加害者に責任を課すに十分であると認めており、過失や損害の証明はこの請求権の追加的要件ではないことがわかる、と述べる見解もある。⁴⁰⁶

103. 原因のない利得

他人の権利の侵害に基づく利得の補償は、非債弁済の法では請求できない（弁済がないからである）。例外的な場合には転用物訴権を援用することができるとしても、この請求権の要件は、すでに述べたように、不法行為にせよ事務管理のような他の法分野にせよ、他の訴訟原因が原告には使えないことである。⁴⁰⁷原則として、原因のない利得に基づく請求権は、補充性を理由に認められないのである。

104. スペイン

フランスとは対照的にスペイン法では、不法行為の請求権には優先が認められず、それは不当利得返還請求権を排除しない。⁴⁰⁸この問題解決方法は、民法1902条（不法行為上）

402 CFI Antwerp 19 January 2001, RW 2001-2002, 207.

403 CA Paris 4 January 1988, D. 1989 som. 92, note *Amson* は説明を示す（肖像権侵害にも関係する）。とりわけ、*Carvat*, La responsabilité civile dans sa fonction de peine privée, no.29 p.31-32 をも参照。

404 Bull.civ.1996, I no.378 p.265 (*selon l'article 9 du Code civil, la seule constatation de l'atteinte à la vie privée ouvre droit à réparation*).

405 CA Brussels 8 November 1989, RGAR 1992, no.11906 は同様の問題解決方法を採用。

406 この意味で、*Guldix and Wylleman*, TPR 1999, p.1589, 1632-1639 no.25-26.

407 ベルギーの判例法からの例として、CA Gent 29 January 1955, RCJB 1957, 116, note *de Bersaques*（不法行為訴訟が可能であれば転用物訴権は使えない）。

408 TS 24 January 1975, RAJ 1975 (1) no.95 p.99.

の請求権が消滅時効にかかった（利得返還請求権の消滅時効期間は15年である⁴⁰⁹）場合にとりわけ重要である。重大な意義が認められる他の点は、違法行為者が違法行為を犯したことにより得た利益が被害者の被った損害より大きい場合である。この場合、被告の利得の吐き出しのために不当利得返還請求権を主張することは、被害者にとってより魅力的となるかもしれない⁴¹⁰。長年にわたる最高裁の不変の判例は、不法行為上の請求権と利得返還請求権は重疊的であることを確認するものであった。違法・有責な行為が不法行為責任を課す要件であるのに対して、利得返還請求権は原告の損失で得られた被告の財産の不当な増加のみを必要とする⁴¹¹。同様に、スペインの学説は、この場合に、ドイツの侵害 *Eingriffskondiktion* と似た *condictio por intromision* [訳注：いずれの意味も侵害利得返還請求権] を指示する⁴¹²。不法行為者は生じた損害を賠償する責任を負うのみではなく、—— とりわけ他人の財産の無権限使用と他人の知的財産権の冒用に関する事例で —— 取得した財産の増加価値を補償する責任をも負う。名誉権・私生活・肖像権の民事保護法9条4項は、声望に損害が生じた場合に機能するほか、その他の無形的人格権の侵害にも適用されるが、同条には損害の推定が含まれている。それゆえ、違法な侵害の証明さえ提出できればよいのである。侵害者が不法行為を犯したことから得た利益は、損害賠償の算定基準⁴¹³に流れ込む。こうして非金銭的な損害の賠償と不当利得法の補償は、単一の訴訟原因へと融合する。スペイン法の下では損害の評価につき第1審裁判所に広範な裁量権が与えられていることも実務的には重要である。

105. イタリア

イタリアでは、他人の権利の特別な侵害の効果が多数の特別な制定法規定において規律されている。付合・加工・混和（民法935条～940条）から生じる法定の補償請求権を別にすれば、無権限者による財産処分を規律する規定が最も重要である⁴¹³。原則として、他人の名前や声や肖像を無権限で商業使用することは、もっぱら不法行為法の下で救済され、それにより生じた利得は損害賠償算定には流れ込まない⁴¹⁴。イタリアの学説においても、この場面では事務管理法を利用するか利得返還請求権を用いて被告の違法な利得を吐き出させることが可能でなければならない、と主張されている⁴¹⁵。

409 TS 5 October 1985, RAJ 1985 (3) no.4840 p.4085.

410 *Álvarez-Caperochipi*, *El enriquecimiento sin causa*³, 119.

411 TS 12 April 1955, RAJ 1955 (2) no.1125 p.602; TS 5 May 1964, RAJ 1964 no.2208 P.1380.

412 *Cámara Alvarez and Díez-Picazo*, *Dos estudios sobre el enriquecimiento sin causa*, 116.

413 さらに *Sacco*, *L'arricchimento ottenuto mediante fatto ingiusto*, 97 を参照。同書は、こうした事例に伴う法的結果が完全には制定法によって規律されていないとの事実に向け。

414 CFI Rome 21 July 1991, *Dir.inf.* 1992, 88. See, also Cass. 2 May 1991, no.4785, *Foro it.* 1992, I, 831 and Cass. 1 December 2004, no.22513, *Giust.civ.Mass.* 2004, fasc.12. CFI Milan 8 February 1990, *Rep.Giur.it.* 1990, voce *Società* no.818, c.3838 は、不正競争事例で逆の問題解決方法を採用した。損害算定の場面になると裁判所は加害者が得た利益を考慮した。

415 *Vercellone*, *Riv.trim.dir.proc.civ.*1995, 1163, 1170.